

<b>第161回法律問題研究部会</b>	
開催	平成29年1月28日（土）午後1時～午後4時 PCSA会議室において
出席人数	担当理事1名、部員13名、賛助部員2名、正会員企業オブザーバー2名、合計18名
出席者リスト	<b>担当理事</b>
	森 治彦            株式会社ダイナム
	<b>リーダー</b>
	荒田 政雄            夢コーポレーション株式会社
	<b>サブリーダー</b>
	八重樫 浩輝            株式会社合田観光商事
	<b>正部員</b>
	生島 靖也            株式会社ダイナム
	影山 健二            株式会社ニラク
	佐久間 仁            株式会社ニラク
	住谷 一真            夢コーポレーション株式会社
	斎藤 明            夢コーポレーション株式会社
	吉田 一雄            株式会社TRY&TRUST
	若林 昇            株式会社キョウサン
	武内 好努            株式会社パンドラ（アメニティーズ）
	岩本 涉            株式会社アメニティーズ
	志方 崇            株式会社チアエンタープライズ
	西里 実            株式会社三永
	<b>賛助部員</b>
	國澤 良平            株式会社大商
	石黒 勝            三本コーヒー株式会社
	<b>正会員オブザーバー</b>
辻 良樹            株式会社ダイナムジャパンホールディングス	
川 俊雄            株式会社合田観光商事	
討議事項	1) 中古機流通協議会への参加に要請文について
	弊協会が参加出来なかった該当の協議会への参加を要望する文書を提案、承認を受けた。今後は、理事会にて承認を受けた後に正式に送付する。
	2) 全日遊連における課長講話について
	課長講話において、回収撤去の結果、高射幸性遊技機の取扱い、カジノ絡みで依存問題への言及も報告された。また、スロットの新基準に該当しない遊技機の設置比率についても触れられている。今年は「依存」と「高射幸性遊技機」などがパチンコ業界の課題となるのではと推測された。

討議事項	3) 9団体連絡会議について
	回収撤去の狩猟していない店舗について現時点では残り1店舗になった旨が報告された。行政には最後まで撤去回収をやり遂げて戴きたいとコメントされた。
	また、今後は全国のパチンコ営業所に立ち入り検査を実施、その際には
	「依存問題対応」を確認するとも延べられた。また、機構による検査の再開も
	予告された旨報告がされた。
	4) IR法通過に伴うギャンブル依存問題に対して
	ギャンブル等依存症対策推進関係閣僚会議が設置開催され、タイトルの「等」に
	よってパチンコが対象に含まれている旨が報告された。IR法関連の法案を通す
	前に依存問題関連の法案を通す見込みではないかと推測された。具体的な
	対策としてIDチェックなどが提案されるのではないかと推測された。具体的な
	パチンコ業界として先に自主規制でギャンブルと同じ枠から逃れる事が望ま
	しいが、残された時間が少ない事が懸念される。また、ギャンブルと同じ枠に
	納められるとしても、あくまでも依存問題に関して同様に対処されるだけで、
	パチンコのスタンスが変わるわけではないと説明がされた。更にパチンコ業界
	として外部の第三者機関設立を視野に入れるべきとも意見が出された。なお、
	2月の弊協会公開経営勉強会において「依存問題」をテーマとなったと報告
	された。
	5) 新基準に該当しない回胴式遊技機の設置比率が50%を超えるホールについて
	全日遊連の各店舗毎に該当遊技機の設置比率を50%以下に、今年11月には30%
	以下にするという自主規制に注目している。また、高射幸性とメーカーによって
	区分けされたスロットへの対応も注目している。従って、当部会より「新基準に
該当しない回胴式遊技機」と「特に高い射幸性を有する回胴式遊技機」の設置	
状況について今年12月まで毎月アンケートを取る事と決定された。	
6) 新流通制度アンケートのまとめ	
新流通制度に対する現場からのアンケートは数多くの回答を戴いた。今後は	
これの重複を削除、分類後に要項規定で対応出来る部分は改訂案を作成、	
それ以外の部分は改善提案をまとめるべしと意見が述べられた。前述の	
中古機流通協議会への参加要望と絡めて進めていきたい旨が述べられた。	
7) 総付け景品改定案について	
2種類の案に対して判断が分かれたため、共に同意出来る部分を核として	
意見の分かれる部分の落としどころを求めて再度草案を作成審議する事とした。	

討議事項	8) 法律問題研究部会 質問コーナー
	下記の質問に対して回答した。
	Q: ホールで取り扱う商品・賞品について
	商品・賞品の提供の仕方や管理の仕方によってホールの責任が問われることがあるのかどうか、あるとしたらどのような責任の取り方、または罰則があるのか。
	Q: 景品で出した食品で食中毒など事故が起きた場合の責任の所在は?
	Q: 敷地内で屋台など別の業者が現金で提供した食品で事故が起きた場合の責任の所在は?
	Q: 景品(玩具等)の破損や不具合によりお客様がケガをされた場合の責任の所在は?
	9) 株式会社ユニバーサルエンターテインメント回答について
	メーカーへの質問が正式な文書で回答頂けた。内容を確認、その意味について意見を交わした。
	10) 記事「広告宣伝規制」「茨城県課長補佐講話」「メーカー製ポスター」等
	それぞれの記事内容について情報を交換、共有した。
	意見を交わした。
	次回開催
平成29年2月25日(土)	
午後1時~4時	
PCSA会議室にて	